

1 事業の目的について

Q この事業はどのような目的で実施されるものですか。

A 昨今のエネルギーや燃油等の価格高騰の影響を受ける農業者を支援するために実施します。

2 補助対象者について

Q 補助の対象者となるための要件はありますか。

A 以下の二つの要件を**両方とも**満たす必要があります。

【要件1】真庭市内に住んでいる「個人」または真庭市内に事業所を有する農事組合法人等の「団体」

【要件2】現に農業を営んでいる者または団体

3 補助金の対象について

Q 補助金の対象はどんな物ですか。

A 低燃費、環境負荷低減となる**農業機械**または**農業資材**が対象です。

★例えば、こんな物が対象です

- ☑エンジン式の農機具 ※日本陸用内燃機関協会(LEMA)の排ガス自主規制に適合する物
- ☑バッテリー式の農機具
- ☑生分解性マルチなど環境負荷の低減に配慮した農業用資材

★**ただし、以下の①～⑤を満たす必要があります**

- ①令和6年1月15日から令和6年3月15日までに納品が完了する物
- ②購入額の合計が5万円以上の物
- ③あくまでも「**農業**」に使用する物 ※農業以外の場面にも応用が利く、汎用性の高い物はN G
- ④証拠書類（領収証の写しなど）で支払金額が確認できる物
- ⑤市、国、県その他の団体の補助を受けていない物



対象になるかどうか分からない物があるときは、申請前に農業振興課までお問い合わせください。

Q 日本陸用内燃機関協会（LEMA）とは何ですか。基準に適合しているかどうかはどうやって分かりますか。

A 陸用内燃機関の調査研究などを行っている団体で、環境施策の一環として自主的な排ガス規制基準を設け、運用しています。

※陸用内燃機関とは…自動車用、鉄道車両用、船用、航空機用を除く産業用、汎用エンジンのこと

基準に適合しているかどうかは、**以下のデザインのラベルの有無**によって判別します。詳しくは、購入先の店舗に事前に確認してください。

(LEMAの自主規制適合ラベル)



4 補助金の額について

Q 補助金の計算と上限額を教えてください。

A 補助率は購入価格の1/2、上限額は10万円です。

5 補助金申請の流れについて

Q 補助金をもらうにはどうすればよいですか。

A ①申請書の提出→②実績報告書の提出→③請求書の提出の3ステップで受け取れます。

Step① 申請書を出してください

農業振興課またはお近くの振興局へ申請書(様式第1号)を提出してください。

その際、

- カタログやホームページの写しなど買う物の概要が分かる書類
- 見積書の写し
- 令和4年度又は5年度農業収支内訳書の写し
- その他市長が必要と認める書類

を添付してください。

★申請書提出後、市で内容を審査し、交付決定通知書を送付します。交付決定通知書が届いてから機械又は資材を購入してください。

申請書の提出期限は
令和6年3月15日までです

Step② 実績報告書を提出し、補助金の支払いを受けてください。

・機械や資材が届いたら、農業振興課またはお近くの振興局へ実績報告書(様式第5号)を提出してください。

の際、

- 領収証の写しなど支払いを確認できる書類
- 買った物の写真
(※エンジン式の機械の場合、LEMAのラベルが写った写真も必要)

を添付してください。

・補助金の確定後、請求書(様式第7号)を提出し、補助金の支払いを受けてください。

実績報告書の提出期限は
令和6年3月29日までです

6 補助金の振込について

Q 補助金はどれくらいで振り込まれますか。

A 請求書の提出後、2週間前後で振り込まれます。なお、個別に振込通知をすることはありませんので、通帳への記帳などにより確認いただくか、農業振興課へお問い合わせください。

7 その他の事項

Q 申請は先着順ですか？

A 先着順です。予算がなくなり次第受付終了となります。

Q 買う物の単価が5万円を超えていなければダメですか。

A 単価が5万円未満でも、複数購入し、合計で5万円を超えていれば対象になります。
例えば、単価1,000円の生分解性マルチを50枚買って対象となります(1,000円×50枚=5万円)。

Q 申請期間よりも前に買った物があるのですが、補助金は貰えますか。

A 貰えません。令和6年1月15日～令和6年3月29日の間に納品された物のみが対象です。

Q 1人が何回も申請することは出来ますか。

A 出来ません。1農業者(団体)につき1回のみ申請できます。

Q インターネット通販で買った物も対象になりますか。

A 対象になります。ただし、送料や梱包料などは補助対象経費には含みません。

Q 農業収支内訳書とは何ですか。どこで入手できますか。

A 確定申告(住民税申告)で申告した農業収入と経費を記載した書類です。
お持ちでない場合は、税務課または振興局窓口で発行できます。(コピー代1枚両面20円が必要)

Q 農業収支を申告していませんが、直売所や真庭市場に出荷しています。補助金の対象になりますか。

A 対象になります。農業収支内訳書の代わりに出荷伝票を添付して申請してください。

Q 期間内に納品が間に合いそうにないのですが、どうすれば良いですか。

A 補助対象から外れます。変更(中止)承認申請書を提出してください。

Q 補助金の交付決定を受けていましたが、申請をやめたいです。どうすれば良いですか。

A 窓口にて、変更(中止)承認申請書(様式第3号)を提出してください。

お問い合わせは、真庭市役所農業振興課(☎42-1031)までお願いします。